

令和元年度

# 監査結果報告書

## 財政援助団体監査

(輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい実行委員会)

(宗麟公まつり実行委員会)

(みんなの森づくり推進協議会)

## 出資団体監査

(一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター)

## 指定管理者監査

(コンパルホール共同事業体)

(日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体)

大分市監査委員



監 査 第 8 4 7 号  
令和元年12月17日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿  
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 高 橋 弘 巳

大分市監査委員 国 宗 浩

### 監査の結果について（報告）

財政援助団体、出資団体及び指定管理者の監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 財政援助団体監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい実行委員会	左記の財政援助団体が平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和元年5月29日～令和元年11月27日
宗麟公まつり実行委員会		
みんなの森づくり推進協議会		

## 2 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助の目的に沿って事業は適切に行われているか、また、その経理は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、所管部局の補助金等交付に係る事務が適切に行われているかについて監査を実施した。

### 3 団体の概要及び監査の結果等

#### 輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい実行委員会

(1) 補助金等名 輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい開催補助金

(2) 所管部局・課 福祉保健部 障害福祉課

#### (3) 財政援助の目的

当事業は、障がいのある人となない人とのふれあいを通して、相互に理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的としている。

#### (4) 事業の概要

ア 事業費 2,103,223 円

#### イ 事業内容

平成 30 年度 輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい

(ア) 期 間 平成 30 年 11 月 3 日 (土)

(イ) 会 場 大分いこいの道広場

(ウ) 来場者数 2,000 人

(エ) 内 容 <ふれあいステージ> (11:00~15:00)

オープニング演奏、手話コーラス、エイサー、ジャンベ、たかもも&PEAKL ステージ、のど自慢・うで自慢・私の十八番 (6 団体 21 名)、大抽選会

<輪い笑いひろば> (10:00~15:00)

障害者相談コーナー9 団体、障害者 (児) 絵画作品及び人権写真展 9 施設 23 点、販売コーナー20 団体

ウ 財政援助額 2,103,206 円

#### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

#### イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

## 宗麟公まつり実行委員会

(1) 補助金等名 宗麟公まつり実行委員会交付金

(2) 所管部局・課 商工労働観光部 観光課

### (3) 財政援助の目的

当事業は、郷土の英傑「大友宗麟」とその時代を市民の誇りとして確立するとともに本市の新たな「顔」として全国に情報発信することを目的に推進する大友プロモーションに賛同し、観光振興及び地域活性化の一環である宗麟公まつりの成功並びに同まつりの発展に資する事業の推進を目的としている。

### (4) 事業の概要

ア 事業費 8,912,602 円

#### イ 事業内容

平成30年度 第6回宗麟公まつり

(ア) 期間 大分駅府内中央口広場

平成30年10月13日(土)～14日(日)

若草公園会場

平成30年10月5日(金)～7日(日)

※5日、6日は、荒天の為中止

平成30年10月12日(金)～14日(日)

(イ) 場所 大分駅府内中央口広場、若草公園

(ウ) 来場者数 44,280人

(エ) 内容 豊後大友宗麟鉄砲隊の演武などのステージイベント、大友宗麟公甲冑武者行列、戦国大茶会、ポルトガルワインフェスティバル等

ウ 財政援助額 7,108,502 円

### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

#### イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

## みんなの森づくり推進協議会

(1) 補助金等名 みんなの森づくり推進協議会交付金

(2) 所管部局・課 都市計画部 公園緑地課

### (3) 財政援助の目的

当事業は、良好な自然環境の保全・創出、安心して快適に暮らせる都市環境の整備及び緑を大切にすの心の育成を推進し、ひいては地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

### (4) 事業の概要

ア 事業費 2,925,537 円

#### イ 事業内容

(ア) どんぐりの夢銀行(通称:どんぐり銀行)

- ・どんぐりの受入、グッズの交換(平成30年10月7日~11月30日)
- ・みどりの夢銀行通信の発行(年1回)他

(イ) 環境整備部会

- ・落ち葉による腐葉土作成事業(年10回 36袋回収)
- ・落ち葉プールの貸し出し(年3回)他

(ウ) 保全創造部会

- ・育樹活動(年11回)他

(エ) 教育学習部会

- ・高崎山、おサルの森の観察会(平成30年5月19日)他

ウ 財政援助額 2,925,537 円

### (5) 監査の結果

#### ア 団体に対する事項

(ア) 補助金の精算が適正に行われていなかったもの

大分市財務規則及び大分市補助金等交付規則により、補助事業等が完了したときは、実績報告書等を提出し、概算払いをした補助金について、精算残額があるときは、戻入の手続をしなければならない。

しかしながら、平成26年度より監査対象年度までの間、概算交付された補助金の精算にあたり、余剰金の一部について精算戻入すべきところ、新年度当初に予定される事業経費に充当する事由で、次年度の繰越金として実績報告を行い、戻入の手続きを行っていなかった。

早急に補助金の返還の手続きをとるとともに、今後は、新年度当初に予定される事業においては補助金交付申請の迅速化等事務の見直しを行い、補助金の精算に当たっては適正な事務処理をされたい。

## イ 所管課に対する事項

### (ア) 補助金の確定及び精算事務が適正に行われていないもの

大分市財務規則及び大分市補助金等交付規則により、補助事業等が完了したときは、実績報告書等を精査のうえ補助金額を確定し、概算払いをした補助金について、精算残額があるときは、戻入の手続をしなければならない。

しかしながら、平成26年度より監査対象年度までの間、概算交付した補助金の精算にあたり、余剰金の一部について精算戻入すべきところ、次年度の繰越金を含め補助金を確定しており、繰越金の一部について補助金が過払いの状況となっていた。

早急に補助金の返還の手続きをとるとともに、今後は団体の実績報告書及び収支決算書等を精査し、補助金の確定及び精算に当たっては適正な事務処理をされたい。

# 出資団体監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
一般財団法人 おおいた勤労者サービスセンター	左記の出資団体に係る平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の出納その他の事務	令和元年5月29日～令和元年11月27日

## 2 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定により、設立（出資）目的に沿った事業運営が行われているか、決算諸表等は法令に準拠して作成されているか及び経営成績・財政状況は良好か等に着眼して監査を実施した。



### 3 団体の概要及び監査の結果等

#### 一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター

(1) 出資金等名 一般財団法人おおいた勤労者サービスセンター出損金

(2) 所管部局・課 商工労働観光部 商工労政課

#### (3) 出資団体の概要

ア 設立年月日 平成10年10月1日

イ 基本財産 30,000,000円(平成31年3月31日現在)

ウ 役員及び職員数(平成31年3月31日現在)

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 4名
- ③ 常務理事 1名
- ④ 理事 4名
- ⑤ 監事 2名
- ⑥ 事務局 8名

#### (4) 主な事業

生活安定事業、健康維持増進事業、自己啓発事業、余暇活動事業、広報事業等

#### (5) 出資の目的

当センターは、大分地域(大分市及び由布市)の事業所に勤務する労働者及びその事業主並びに大分地域に在住する労働者に対して総合的な福祉事業を行うことにより、労働者等の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的として設立されたものである。

本市は、同センターが核として、労働者の福祉を増進するとともに、若者にも魅力ある職場環境を創出することで、活力ある都市づくりに資することを目的として財団法人として認可を受けるために必要な基本財産を大分地域の従業員数で按分し出資したものである。

#### (6) 出資の額及び割合(平成31年3月31日現在)

- ア 当会社の資本金総額 30,000,000円
- イ 本市の出資額 28,470,000円
- ウ 本市の出資割合 94.9%

(7) 事業の実施状況

平成30年度における主な事業の実施状況は、次表のとおりとなっている。

ア 会員数 (平成31年3月31日現在)

区 分	会員事業所数	会 員 数
	1,347 所	20,847 人

イ 事業内容

(ア) 生活安定事業

各種給付金

(単位：人、円)

給 付 事 由	給 付 人 数	給 付 金 額
結 婚 祝 金	300	6,000,000
結 婚 記 念 祝 金	424	4,240,000
出 生 祝 金	395	3,950,000
入 学 祝 金	1,076	10,760,000
勤 続 祝 金	1,084	10,840,000
成 人 祝 金	95	950,000
還 暦 祝 金	295	2,950,000
傷 病 見 舞 金	86	915,000
死 亡 弔 慰 金	526	7,370,000
合 計	4,281	47,975,000

(イ) 健康維持増進事業

(単位：人、円)

区 分	利 用 人 数	補 助 額
一般健康診断受診補助	11,465	34,291,066
人間ドック受診補助	244	1,464,000
スポーツ施設利用補助	169	244,000
温泉施設利用補助	495	935,000
合 計	12,373	36,934,066

(ウ) 自己啓発事業

(単位：人、円)

区 分	事 業 名	人 数	補 助 額
主 催 事 業	パン・お菓子教室等	140	141,917
補 助 事 業	各種教養講座受講補助	87	261,000
	コンサート等鑑賞補助	4,862	3,109,370
合 計		5,089	3,512,287

## (エ) 余暇活動事業

(単位：人、円)

区 分	事 業 名	人 数	補 助 額
主 催 事 業	ラクテンチ無料招待等	91,091	42,112,991
補 助 事 業	旅 行 補 助	538	1,076,000
	指 定 旅 行 補 助	1,034	2,215,300
	レクリエーション補助	11,212	11,205,180
	ス ポ ー ツ 観 戦 補 助	2,265	2,093,000
	施 設 利 用 補 助	8,325	4,162,500
合 計		114,465	62,864,971

## (オ) 広報事業 6,170,877 円

サービスセンターニュース (年7回発行)

ガイドブック、福利厚生パンフレット等の作成

ホームページの運営

## (カ) 九州沖縄地区中小企業勤労者福祉共済団体協議会事業

(単位：円)

九州・沖縄地区中小企業勤労者福祉共済団体協議会運営費	212,580
K ネット年間借上保養施設事業負担金	1,530,900
合 計	1,743,480

## (8) 収支の状況

平成30年度における収支状況は、次のとおりである。

(単位：円)

科	目	予算現額	決算額	予算現額に対する増減又は不用額
収入	1 基本財産運用収入	8,000	3,388	4,612
	2 入会金収入	870,000	939,300	△69,300
	3 会費収入	188,054,000	187,848,900	205,100
	4 事業収入	200,000	72,000	128,000
	5 補助金等収入	8,500,000	8,500,000	0
	6 雑収入	1,000,000	979,391	20,609
	当期収入合計(A)	198,632,000	198,342,979	289,021
	前期繰越収支差額	175,312,048	175,312,048	0
	収入合計(B)	373,944,048	373,655,027	289,021
支出	1 事業費①	173,144,000	172,523,275	620,725
	2 管理費②	24,088,000	23,664,348	423,652
	事業活動収支差額(A)-(①+②)	1,400,000	2,155,356	△755,356
	3 特定預金支出	100,009,000	100,003,388	5,612
	4 固定資産取得費	2,000	0	2,000
	5 予備費	1,389,000	0	1,389,000
	当期支出合計(C)	298,632,000	296,191,011	2,440,989
当期収支差額(A)-(C)	0	△97,848,032	97,848,032	
次期繰越収支差額(B)-(C)	75,312,048	77,464,016	2,151,968	

(9) 経営状況

平成30年度における正味財産増減計算書は、次のとおりである。

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	30年度	29年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,388	8,047	△4,659
事業収益	189,839,591	181,166,461	8,673,130
受取補助金等	8,500,000	8,500,000	0
経常収益計	198,342,979	189,674,508	8,668,471
(2) 経常費用			
事業費	172,523,275	158,111,364	14,411,911
管理費	23,968,010	23,394,175	573,835
経常費用計	196,491,285	181,505,539	14,985,746
当期経常増減額	1,851,694	8,168,969	△6,317,275
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,851,694	8,168,969	△6,317,275
一般正味財産期首残高	218,133,648	209,964,679	8,168,969
一般正味財産期末残高	219,985,342	218,133,648	1,851,694
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,388	8,047	△4,659
一般正味財産への振替額	△3,388	△8,047	4,659
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	249,985,342	248,133,648	1,851,694

正味財産増減計算書（事業収益・事業費）

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	30年度	29年度	増 減
1 事業収益			
受取入会金	939,300	881,700	57,600
受取会費	187,848,900	179,124,574	8,724,326
事業参加負担金	72,000	139,800	△67,800
受取利息	2,340	6,789	△4,449
雑収入	977,051	1,013,598	△36,547
事業収益合計	189,839,591	181,166,461	8,673,130
1 事業費			
臨時職員賃金	3,581,070	4,006,140	△425,070
常勤嘱託職員賃金	2,925,826	2,044,950	880,876
慶弔給付事業費	47,975,000	46,680,000	1,295,000
健康管理事業費	35,755,066	33,886,858	1,868,208
スポーツ施設利用補助事業費	244,000	208,000	36,000
温泉施設利用補助事業費	935,000	997,000	△62,000
老後生活安定事業費	0	0	0
自己啓発主催事業費	141,917	142,870	△953
自己啓発補助事業費	3,370,370	3,073,901	296,469
余暇活動主催事業費	42,112,991	32,468,198	9,644,793
余暇活動補助事業費	20,751,980	20,408,620	343,360
財産形成事業費	0	0	0
広報事業費	6,170,877	5,146,362	1,024,515
K-net 事業費	1,743,480	1,652,170	91,310
会員拡大事業費	5,410,078	6,007,629	△597,551
その他事業費	1,405,620	1,388,666	16,954
雑支出	0	0	0
経費小計	172,523,275	158,111,364	14,411,911
事業費合計	172,523,275	158,111,364	14,411,911
当期事業収益・事業費差額	17,316,316	23,055,097	△5,738,781

## (10) 財 政 状 況

平成 30 年度末における比較貸借対照表は、次のとおりである。

比較貸借対照表 平成 31 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	30 年度	29 年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	13,669	14,179	△510
普通預金	100,736,259	203,304,226	△102,567,967
流動資産合計	100,749,928	203,318,405	△102,568,477
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(2) 特定資産			
運営積立預金	1,202,790	1,199,402	3,388
事業拡充引当預金	40,000,000	40,000,000	0
事業運営積立預金	100,000,000	0	100,000,000
特定資産合計	141,202,790	41,199,402	100,003,388
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	791,755	1,095,417	△303,662
電話加入権	229,320	229,320	0
敷金	259,120	259,120	0
駐車場保証金	38,340	38,340	0
その他固定資産合計	1,318,536	1,622,198	△303,662
固定資産合計	172,521,326	72,821,600	99,699,726
資産合計	273,271,254	276,140,005	△2,868,751
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	6,856,720	12,208,164	△5,351,444
前受会費・入会金	16,037,131	15,501,685	535,446
預り金	392,061	296,508	95,553
流動負債合計	23,285,912	28,006,357	△4,720,445
負債合計	23,285,912	28,006,357	△4,720,445
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
2 一般正味財産	219,985,342	218,133,648	1,851,694
(うち特定資産への充当額)	(141,202,790)	(41,199,402)	(100,003,388)
正味財産合計	249,985,342	248,133,648	1,851,694
負債及び正味財産合計	273,271,254	276,140,005	△2,868,751

## (11) 監査の結果

### ア 出資団体に対する事項

特に指摘事項はなかった。

### イ 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

### ウ 要望事項

(ア) 平成 30 年度決算報告書によると、一般正味財産 2 億 1,998 万円のうち現金資産は 2 億 1,866 万円となっており、年間事業費 1 億 7,252 万円を上回っている。また、補助金等収入が 850 万円計上されている。センターの設立目的が会員へのサービスを提供することにより労働者等の福祉の向上を図ることであることから、補助金の今後のあり方について協議するとともに、現金資産としてどの程度の内部留保が適当であるかを今一度検討し、事業の拡充や新たな制度創設など、今後の具体的な事業計画を立て、会員サービスの充実を図られるよう要望する。



# 指定管理者監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
コンパルホール共同事業体	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の出納その他の事務	令和元年5月29日～令和元年11月27日
日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体		

## 2 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定により、施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

### 3 団体の概要及び監査の結果等

#### コンパルホール共同事業体

(1) 施設名 コンパルホール

(2) 所管部局・課 企画部 文化国際課

#### (3) 指定管理の概要

ア 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

#### イ 指定管理業務の内容

- ① 管理運営施設の使用許可に関する業務
- ② 管理運営施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理運営物件の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の利用促進及び文化スポーツの振興を図る業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

ウ 指定管理料 136,760,000円 (平成30年度)

#### (4) 監査の結果

##### ア 指定管理者に対する事項

(ア) 第三者委託事務が適正でないもの

基本協定書の規定により、本業務等の一部を第三者に委託する場合は、市からあらかじめ書面により承認を得る必要がある。

しかしながら、施設設備の保守管理の点検等業務のうち、一部業務において、第三者への委託に当たらないと解し、事前承認が漏れているものが見受けられた。今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

(イ) 備品の管理が適正でないもの

基本協定書の規定では、指定管理者は、指定期間中、貸与を受けた備品等を常に良好な状態に保たなければならないとされている。

しかしながら、基本協定書に基づき貸与を受けた備品について、現地調査の際に備品の現品確認を行ったところ、現品が確認できず備品台帳と一致していないものが見受けられた。

早急に原因を調査のうえ所定の手続をとるとともに、今後は基本協定書に従い適正な備品管理をされたい。

## イ 所管課に対する事項

### (ア) 第三者委託の状況把握が不十分なもの

指定管理者が行う施設設備の保守管理の点検等業務のうち、一部業務において、第三者に委託する際に必要な事前承認を得ていない業務が見受けられた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされるよう指定管理者を指導されたい。

### (イ) 備品の管理が適正でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、毎会計年度における物品の現在高を物品現況報告書により、翌年度の4月末日までに会計管理者に報告しなければならないとされており、指定管理者に貸与した備品については、指定管理者に現品の確認をさせ、その報告等をもとに会計管理者に報告する必要がある。

しかしながら、指定管理者に貸与した備品について確認させることなく、物品の現在高を会計管理者に報告しており、現地調査の際に備品の現品確認を行ったところ、現品が確認できず備品台帳と一致していないものが見受けられた。

今後は、貸与した備品について指定管理者に現在高を確認させその報告等をもとに会計管理者に報告する等行い、適正な備品管理をされたい。

## 日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体

(1) 施設名 大分市営温水プール

(2) 所管部局・課 企画部 スポーツ振興課

### (3) 指定管理の概要

ア 指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### イ 指定管理業務の内容

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理物件の維持管理に関する業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

ウ 指定管理料 50,688,005円(平成30年度)

### (4) 監査の結果

#### ア 指定管理者に対する事項

(ア) 利用料金に関する事務が適正でないもの

- ① 大分市営温水プール管理条例(以下「管理条例」という。)及び基本協定書の規定では、利用料金は、管理条例に定める額の範囲内で、あらかじめ書面により市長の承認を得て、指定管理者が定めるとされている。

しかしながら、利用料金の設定について、夜間割引等の一部の料金設定において、書面による承認を得ていないものや、本来は自主事業収入として収入すべきものを利用料金として収入していたものが見受けられた。

今後は、管理条例等に従い適正な事務処理をされたい。

- ② 利用料金の減免及び還付を行う場合は、管理条例及び基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準を作成のうえ、基準に基づき行うものとされている。

しかしながら、減免基準の対象外の利用者の利用料金を減免しているものや、還付基準を作成していないまま還付しているものが見受けられた。

今後は、管理条例等に従い適正な事務処理をされたい。

(イ) 自主事業に関する事務が適正でないもの

- ① 基本協定書及び募集要項の規定では、指定管理者は、自主事業を実施する場合は、事前に提出した事業計画書により自主事業の内容及び料金について市の承認を得なければならないとされている。

しかしながら、提出された事業計画書では、自主事業の料金設定がされておらず、後日口頭で報告し、口頭で承認を得ていたものが見受けられた。

今後は、基本協定書等に従い事業計画書の中で料金を設定する等適正な事務処理をされたい。

- ② 本市が定める指定管理者制度に関する指針により、施設の設置目的の範囲外

とされている自主事業については、市より目的外使用許可を受け、自主事業を実施する必要がある。

しかしながら、会議室を利用して実施している健康体操教室等の自主事業は、会議室使用の目的の範囲外であるにもかかわらず、目的外使用許可を受けずに実施していた。

今後は、会議室を利用した自主事業については、目的外使用許可を受けて実施する等適正な事務処理をされたい。

(ウ) 使用許可に関する事務が適正でないもの

- ① 大分市営温水プール管理条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定では、温水プールを団体又は専用で利用しようとする者は、団体専用利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないが、指定管理者は、申請者に対し利用を許可したときは、団体専用利用許可証の交付をするものとされている。

しかしながら、定例的に利用している団体に対して、施行規則に規定されている利用許可申請書の提出を受けずに利用を許可し、利用許可証の交付についても行っていなかった。

今後は、施行規則に従い適正な事務処理をされたい。

- ② 施設の目的外使用許可については、総務省自治行政局長通知により、市長のみが行うことができる権限であると示されており、基本協定書において、大分市が実施するものと規定している。

しかしながら、イベントの関係者が使用する臨時駐車場として、施設内の駐車場の使用許可を指定管理者が行っていた。

今後は、指定管理者の権限を再度確認し、適正な事務処理をされたい。

(エ) 施設管理に関する事務が適正でないもの

- ① 施行規則の規定では、温水プールの開場時間及び休業日については、指定管理者は市長の承認を得て、変更又は臨時に休業日を設定することができることとされている。

しかしながら、イベント等による開場時間の変更や休業日の設定について、口頭で事後報告を行っているものが見受けられた。

今後は、事前に承認を得る等施行規則に従い適正な事務処理をされたい。

- ② 施設の管理について、機械警備を作動させることを理由に閉館時の玄関の施錠を行っていなかった。

基本協定書の規定では、指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならないとされており、玄関の施錠は施設を管理するうえで、一般的に当然行うべき善管注意義務である。

今後は、認識を改め適正な施設管理をされたい。

(オ) 備品の管理が適切でないもの

基本協定書の規定では、指定管理者は、指定期間中、貸与を受けた備品等を常に良好な状態に保たなければならないとされている。

しかしながら、基本協定書に基づき貸与を受けた備品について、現地調査の際に備品の現品確認を行ったところ、現品が確認できず備品台帳と一致していないものが見受けられた。

早急に原因を調査のうえ所定の手続をとるとともに、今後は基本協定書に従い適正な備品管理をされたい。

(カ) 経理に関する事務が適正でないもの

- ① 基本協定書の規定では、指定管理者は、指定管理業務等の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ることとされている。

しかしながら、業務指導支援及び総務経理事務等の費用として、固有の銀行口座から代表構成員の本社口座に送金しているが、内容がわかる内訳書が作成されていないため資金の収支が不明確となっており、適切な運用が図られていないものが見受けられた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

- ② 基本協定書の規定では、管理業務に係る経理を指定管理者が行う他の業務と独立した経理を行わなければならないとされている。

しかしながら、本社が負担することが相当である福利厚生費や会議費等の経費の一部についても全て指定管理業務の経費として支出していた。

今後は、指定管理業務と本社業務の負担区分の基準を作成するなど負担区分を明確にし、指定管理業務が独立した経理となるよう適切な事務処理をされたい。

## イ 所管課に対する事項

(ア) 利用料金等に関する事務が適正でないもの

- ① 管理条例及び基本協定書の規定により、指定管理者が定める利用料金は、管理条例に定める額の範囲内で、あらかじめ書面により市長が承認する必要がある。

しかしながら、利用料金の設定について、夜間割引等の一部の料金設定を口頭による事後報告を受け、口頭で承認しているものや、管理条例に定めのない自主事業収入を利用料金として収入しているものが見受けられた。

今後は、管理条例等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- ② 管理条例等により利用料金の減免及び還付は、基準を作成し行う必要があるが、減免基準の対象でない利用者の利用料金を減免しているものや、還付基準を作成しないまま還付しているものが見受けられた。

今後は、指定管理者に対し、管理条例等に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(イ) 自主事業に関する事務が適正でないもの

- ① 基本協定書及び募集要項の規定により、指定管理者の実施する自主事業の料金は、提出された事業計画書により事前に承認する必要がある。

しかしながら、提出された事業計画書に料金の設定がされていないなど不備があったにもかかわらず、そのまま事業計画書を承認していた。

今後は、基本協定書等に従い事業計画書を精査のうえ承認を行うとともに、指定管理者に対して協定書等に従い適正な事務処理をされるよう指導されたい。

- ② 会議室を利用して実施している健康体操教室等の自主事業について、健康体操教室等は施設の設置目的「市民の心身の健全な発達に寄与する」に当たるとして目的外使用許可をせずに承認していたが、本自主事業での会議室の使用は、会議室の目的外使用に当たることから、今後は、会議室を利用した自主事業については、目的外使用許可の手続きを行う等適正な事務処理をされたい。

(ウ) 使用許可に関する事務が適正でないもの

- ① 施設を定例的に利用している団体において、施行規則に規定されている団体専用の利用許可申請書の提出を受けずに利用を許可し、利用許可証の交付についても行っていないものが見受けられたことから、施行規則に従った適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

- ② イベントの関係者が使用する臨時駐車場として施設内の駐車場使用許可を指定管理者が行っていたが市が目的外使用許可する必要があることを認識していなかった。

施設の目的外使用許可は市長の権限であることを再認識し、目的外使用許可の申請について適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

(エ) 施設管理に関する事務が適正でないもの

- ① イベント等による開場時間の変更や休業日の設定について、口頭により事後報告を受けていたものが見受けられたが、開場時間の変更や休業日については、

ホームページ等で事前に公開することから指定管理者に事前に変更等の手続きをさせ承認する必要がある。

今後は、指定管理者に対し、変更等の手続は事前に行うなど施行規則に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- ② 施設玄関の施錠について、機械警備を作動させることを理由に行っておらず、物件管理が十分に実施されていなかった。鍵の管理等施設の管理については、モニタリングのチェック項目になっているが、モニタリングが適切に実施されておらず、十分な指導が行われていなかった。

今後は、適切なモニタリングを実施する中で、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(オ) 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、毎会計年度における物品の現在高を物品現況報告書により、翌年度の4月末日までに会計管理者に報告しなければならないとされており、指定管理者に貸与した備品については、指定管理者に現品の確認をさせ、その報告等をもとに会計管理者に報告する必要がある。

しかしながら、指定管理者に貸与した備品について確認させることなく、物品の現在高を会計管理者に報告しており、現地調査の際に備品の現品確認を行ったところ、現品が確認できず備品台帳と一致していないものが見受けられた。

今後は、貸与した備品について指定管理者に現在高を確認させその報告等をもとに会計管理者に報告する等行い、適正な備品管理をされたい。

(カ) 経理に関する事務が適切でないもの

- ① 指定管理業務に係る固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図ることについて、本社口座への送金内訳書が作成されていない等、適切な運用が図られていないものがあつたが、業務報告書等による会計経理のモニタリングが適切に実施されておらず、指定管理者に対し十分な指導が行われていなかった。

今後は、業務報告書等を十分に精査するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- ② 指定管理業務を指定管理者が行う他の業務と独立した経理とすることについて、経費の一部で指定管理業務と本社業務の経費の負担区分が不明確なものがあり、経理の独立性が損なわれていたが、業務報告等による会計経理のモニタリングが適切に実施されておらず、指定管理者に対して十分な指導が行われていなかった。

今後は、業務報告書等を十分に精査するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

## ウ 要望事項

- (ア) 天井の陥落が三度も発生するなど、建物本体及び設備の経年劣化が進んでいることから、利用者が安全安心で快適に利用できる施設としての今後のあり方について、将来を見据えた計画を早急に作成されるよう要望する。